

教育職員免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第4号

教育職員免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習を受講できる者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県内の公立学校の校長、副校長、教頭又は免許法第2条第1項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの</p> <p>ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 地方独立行政法人法（<u>平成15年法律第180号</u>）第68条第1項に規定する公立大学法人の役員又は職員</p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の理事である者</p> <p>(更新講習修了確認を受けなければならない者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの</p> <p>ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者</p> <p>(ア) [略]</p>	<p>(講習を受講できる者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県内の公立学校の校長、副校長、教頭又は免許法第2条第1項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの</p> <p>ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 地方独立行政法人法（<u>平成15年法律第118号</u>）第68条第1項に規定する公立大学法人の役員又は職員</p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）</u>の理事である者</p> <p>(更新講習修了確認を受けなければならない者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの</p> <p>ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者</p> <p>(ア) [略]</p>

(イ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）を設置するものに限る。）の役員又は職員

イ [略]

(2) 私立学校法第3条に規定する学校法人（幼稚園等を設置するものに限る。）の理事である者

(イ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置するものに限る。）の役員又は職員

イ [略]

(2) 私立学校法第3条に規定する学校法人（幼稚園等を設置するものに限る。）又は社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の理事である者

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。